

税のお知らせ

市税は納期限内に納めましょう

固定資産税・都市計画税と個人市・府民税の第1期分および軽自動車税の納期が過ぎています。納めていない人は、至急納付してください。

また、今月は固定資産税・都市計画税の第2期分の納期なので、7月31日(金)までに近くの金融機関や次のコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、サークルKサンクス、デイリーヤマザキなど

問 納税課
TEL 06・6992・1852
〜1854

納付には便利な口座振替(自動払込)の利用を

個人市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、口座振替(自動払込)を利用してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1851

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は、利用してください。

夜間 7月23日(木) 19:30まで
休日 7月26日(日) 10:00~15:00

場 納税課 (市役所1号別館2階)
TEL 06-6992-1852~1854

注 来庁時は、夜間休日出入口(正面玄関側)を利用してください。車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口(正面玄関側)の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

「ご存じですか?」 固定資産税・都市計画税 「不動産を売ったとき」

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。

従って、1月2日以降に売買などで所有権を移転した場合でも、1月1日現在の所有者が納税義務者です(建物を取り壊した場合も同様)。

不動産の売買契約の際に、固定資産税の一部を買主が負担する旨の契約を結ぶことがあります。これは売買契約に基づくもので、固定資産税の課税とは直接関係ありません。

問 課税課・土地・家屋係
TEL 06・6992・1474

家屋調査を実施

市では、新・増改築や取り壊しのあった家屋を対象に調査を行っています。

この調査は、固定資産税の評価額を算定するためのもので、屋内の調査も行います。ご協力をお願いします。

また、調査に当たる職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めてください。

問 課税課・家屋係
TEL 06・6992・1474

保険のお知らせ

後期高齢者医療保険 被保険者証

「新証は7月末までに送付」

現在の後期高齢者医療被保険者証(水色)は、有効期限が7月31日(金)までです。

新証(橙色)を7月末までに対象者に郵送しますので、有効期限が過ぎた被保険者証は、市に返却または破棄してください。

医療機関での自己負担割合は、一般が1割、現役並み所得者は3割です。

現役並み所得者とは、同一世帯に平成27年度市民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)が145万円以上の被保険者がいる場合で、これ以外の場合是一般となります。

注 現役並み所得者と判定さ



れた場合でも、収入額の状態が1割負担になる場合があります。詳しくは保険課給付係までお問い合わせください。

また、7月末までに新証が届かない場合や、記載内容に誤りがある場合も、保険課給付係まで連絡してください。

平成27年度

保険料決定通知書

「7月中旬に送付」

後期高齢者医療保険料の 本算定

平成27年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。料率は昨年度と同じです。

保険料の納入方法は、「年